

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので公告します。

令和4年7月8日

魚沼市長 内 田 幹 夫

1 業務概要

- (1) 番号・業務名
魚秘第25号 魚沼市公式ホームページリニューアル業務委託
- (2) 業務内容
魚沼市公式ホームページリニューアル業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務委託料
契約上限額 18,200千円（税込）

2 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加できるのは、【様式1】参加申込書の提出日現在において以下の条件をすべて満たす事業者とする。
 - ① 令和4・5・6年度魚沼市保守管理等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - ② 国、都道府県、市町村などにおいて、CMSの導入を前提とするホームページの構築業務を履行し、現在も稼働中で運用保守業務を継続して契約している実績があること。
 - ③ 国、都道府県、市町村などのホームページに対して、JIS X 8341-3:2016の「適合レベルA、AA」に準拠した実績があること。
 - ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
 - ⑥ 自己または自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと、および次の（ア）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - （ア） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第

77号) 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)

(イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団、または暴力団員に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

(カ) 暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団、または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

⑦ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のISMS適合性評価制度の認定、またはプライバシーマークの認定を受けていること。

※②～⑥については、連携協力企業など(参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者)があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。

3 手続等

(1) 事務局

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島910番地

新潟県魚沼市役所 総務政策部 秘書広報課 広報広聴係

電話：025-792-1494 FAX：025-792-9500

E-mail：koho@city.uonuma.lg.jp

(2) 実施要領の交付期間及び交付方法

ア 交付期間 令和4年7月8日(金)から令和4年7月29日(金)まで

イ 交付方法

魚沼市ホームページからのダウンロードによる。

(<https://www.city.uonuma.niigata.jp>)

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和4年7月29日(金)午後5時まで

イ 提出場所 上記(1)事務局

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金 魚沼市財務規則第126条第2項の規定に基づくものとする。ただし、同規則第129条に該当する場合はこの限りではない。

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)事務局
- (5) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は企画提案書は、無効とする。
- (6) 参加表明書や企画提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (7) プロポーザル内容等に関する質問及びその回答
質問がある場合は、【様式5】質問書を提出すること。質問書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。
 - ①提出期間
令和4年7月8日（金曜日）から7月22日（金曜日）17時まで
 - ②提出場所・方法
秘書広報課へ持参、または電子メール(koho@city.uonuma.lg.jp)にて提出すること。
なお、件名は「魚沼市公式ホームページリニューアル業務委託質問」とすること。
 - ③質問書の回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、参加申込書を提出した者全員に対して、令和4年7月26日（火曜日）までに随時、電子メールにて回答するほか、市のホームページにて公開する。
- (8) 詳細はプロポーザル実施要領による。